

○大津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則

平成 21 年 6 月 4 日

規則第 127 号

改正 令和 6 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号。以下「法」という。）の施行に関し、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成 21 年政令第 24 号）及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成 21 年国土交通省令第 3 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(省令第 2 条第 1 項の所管行政庁が必要と認める図書)

第 2 条 省令第 2 条第 1 項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。

- (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号。以下「住宅品質確保法」という。）第 44 条第 3 項に規定する登録住宅型式性能認定等機関（以下「登録住宅型式性能認定等機関」という。）の住宅品質確保法第 31 条に規定する住宅型式性能認定（登録住宅型式性能認定等機関が行うこれと同様の確認を含む。以下「住宅型式性能認定」という。）を受けた型式に適合する住宅又は住宅の部分を含む住宅である場合にあっては、当該住宅型式性能認定に係る住宅型式性能認定書の写し
- (2) 住宅品質確保法第 40 条に規定する認証型式住宅部分等（以下「認定型式住宅部分等」という。）である住宅又は住宅の部分を含む住宅である場合にあっては、当該認証型式住宅部分等に係る型式住宅部分等製造者認証書の写し
- (3) 長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件（平成 21 年国土交通省告示第 209 号）第 3 に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書（住宅品質確保法第 59 条第 1 項に規定する登録試験機関が行う特別評価方法認定のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定（登録試験機関が行うこれと同等の試験を含む。以下「試験等」という。）を受けた場合にあっては、当該試験等の結果の証明書）
- (4) 法第 6 条第 1 項第 3 号に掲げる基準として市長が別に定めるものに適合している旨を証する書面又は適合していることの確認に必要な図書
- (5) 法第 6 条第 1 項第 4 号に掲げる基準として市長が別に定めるものに適合している旨を

証する書面又は適合していることの確認に必要な図書

- (6) 共同住宅等である場合にあっては、住宅の規模を示す建築物別概要書（様式第1号）
（申請書に添付する図書の省略）

第3条 省令第2条第3項に規定する同条第1項の表1に掲げる図書のうち所管行政庁が不要と認めるものは、次に掲げる事項を明示することを要しないものとするにより、同表に掲げる図書に明示すべき事項の全てについて明示することを要しないこととなる場合における当該図書とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 前条第1号に規定する住宅型式性能認定書の写しを添えた場合にあっては、当該住宅型式性能認定書において住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

- (2) 前条第2号に規定する型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えた場合にあっては、当該型式住宅部分等製造者認証書において住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

（建築基準関係規定への適合に係る審査の申出等）

第4条 法第6条第2項の規定による申出を行う者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 当該申出に係る長期優良住宅建築等計画が建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの確認審査を要するものである場合 同条第7項に規定する適合判定通知書又はその写し

- (2) 当該申出に係る長期優良住宅建築等計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの判定を受けなければならないものである場合 同法第12条第6項又は第13条第7項の規定により建築主事に提出しなければならないこととされた適合判定通知書又はその写し及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第1条第1項又は第2条第1項（同規則第7条第1項において準用する場合を含む。）に規定する計画書の副本又はその写し（同法第25条第1項若しくは第35条第8項又は都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第10条第9項若しくは第54条第8項の規定により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第3項の規定による適合判定通知書の交付を受けたものとみなす場合

にあつては、同規則第6条各号（同規則第7条第5項において準用する場合を含む。）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類）

2 法第6条第3項の規定による通知は、長期優良住宅建築等計画通知書（様式第2号）に建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書を添えて、行うものとする。

3 市長は、第1項の規定による提出があつたときは、当該提出に係る書類を法第6条第3項の規定により通知した建築主事に送付するものとする。

（認定等の申請の取下げ）

第5条 法第5条第1項から第7項までの規定による認定の申請若しくは法第8条第1項の規定（法第9条第1項及び第3項の規定による場合を含む。）による変更の認定の申請又は法第10条の規定による承認の申請をした者は、当該申請を取り下げようとするときは、申請取下げ届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（認定をしない旨の通知）

第6条 市長は、法第6条第1項の認定をしないときは、認定しない旨の通知書（様式第4号）により、当該認定の申請をした者に通知するものとする。

（認定長期優良住宅の建築又は維持保全の状況に関する報告書）

第7条 法第12条の規定による報告は、認定長期優良住宅の建築又は維持保全の状況に関する報告書（様式第5号）により行うものとする。

（工事の完了の報告）

第8条 法第11条に規定する認定計画実施者は、認定長期優良住宅の建築に係る工事が完了したときは、速やかに、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了した旨の報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（取りやめる旨の申出）

第9条 法第14条第1項第2号の申出は、認定長期優良住宅建築等計画等に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書（様式第7号）により行うものとする。

（取消しの通知）

第10条 法第14条第2項の規定による通知は、認定取消通知書（様式第8号）により行うものとする。

（省令第18条第1項の特定行政庁が規則で定める図書）

第11条 省令第18条第1項の特定行政庁が規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。

（1） 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3第1項の表1の（い）

の項及び（ろ）の項に掲げる図書

（２） その他市長が必要と認める図書

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成２５年３月１５日規則第１７号）

この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則（平成２７年５月２９日規則第８４号）

この規則は、平成２７年６月１日から施行する。

附 則（平成２８年３月３１日規則第２９号）

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（平成２９年３月３１日規則第４１号）

この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則（令和元年７月１日規則第９号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和３年３月３１日規則第２３号）

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和４年２月１５日規則第６号）

１ この規則は、令和４年２月２０日から施行する。

２ この規則の施行の際現にある改正前の大津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和４年９月２９日規則第８４号）

１ この規則は、令和４年１０月１日から施行する。

２ この規則の施行の際現にある改正前の大津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

建築物別概要書

番号	住戸の存する階	住室番号	住戸専用床面積(m ²)	認定対象の別	譲受人の氏名	備考
合 計	認定対象部分		m ²	戸		
	非認定部分		m ²	戸		
	計		m ²	戸		

- 注1 「番号」は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第1号様式第3面【1. 住戸の番号】と合わせてください。なお、認定対象外住戸部分は空欄としてください。
- 2 「譲受人の氏名」は、認定対象住戸で、かつ、譲受人が決定している場合に記入してください。未定の場合は「未定」と、認定対象外住戸部分は斜線により抹消してください。
- 3 様式が不足する場合は、別葉を添付してください。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

様式第2号(第4条関係)

長期優良住宅建築等計画通知書
(新築／増築・改築)

第 号
年 月 日

(宛先)
建築主事

大津市長 

下記の者から、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出があったので、同条第3項の規定により確認申請書を添えて通知します。

記

- 1 申請者の住所及び氏名
- 2 建築場所
- 3 建築物の名称
- 4 工事種別

様式第3号(第5条関係)

申請取下げ届
(新築／増築・改築／既存)

年 月 日

(宛先)
大津市長

申請者 住 所

氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名)

下記の申請を取り下げたいので、大津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第5条の規定により、届け出ます。

記

1 認定等申請年月日及び 受付番号	年 月 日 第 号
2 申請の種類	☐ 計画の認定申請 ☐ 計画の変更の認定申請 ☐ 地位の承継の承認申請
3 建築確認の特例申出の 有無(法第6条第2項関係)	☐ 有 ☐ 無
4 申請に係る住宅の位置	
5 申 請 種 別	
6 代理人の住所・氏名	【住所】 【事業所名・氏名】 【電話番号】
7 取下げの理由	
※ 受 付 欄	※ 処 理 欄

注1 該当する□にレ印を記入してください。

2 この様式において「既存」とは、上記の申請が、法第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請に係るものであることを指します。

3 ※欄は、記入しないでください。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

様式第4号(第6条関係)

認定しない旨の通知書
(新築／増築・改築／既存)

年 月 日

申請者 様

大津市長



下記の申請については、下記の理由により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の規定による認定をしないこととしたので、通知します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 申請者の住所
- 3 申請に係る住宅の位置
- 4 申請種別
- 5 理由

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。)提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

注 この様式において「既存」とは、上記の申請が、法第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請に係るものであることを指します。

様式第5号(第7条関係)

認定長期優良住宅の建築又は維持保全の状況に関する報告書
(新築／増築・改築／既存)

年 月 日

(宛先)
大津市長

報告者 住 所
氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第12条の規定により、建築又は維持保全の状況について報告します。

記

1 認 定 建 築 物 の 名 称	
2 認定計画実施者の住所及び氏名	【住所】 【氏名】
3 認 定 建 築 物 の 位 置	
4 認定通知年月日及び番号	年 月 日 第 号
5 建築確認年月日及び番号	年 月 日 第 号
6 認 定 種 別	
7 認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の工事の管理をしている建築士等	【資格】()建築士 ()登録第 号 【氏名】 【建築士事務所名】()建築士事務所 ()知事登録 第 号 【郵便番号】 【所在地】 【電話番号】
8 工事施行者の住所及び氏名	【氏名】 【営業所名】 建設業の許可() 第 号 【郵便番号】 【所在地】 【電話番号】
9 報 告 の 概 要	
※ 受 付 欄	※ 処 理 欄

注1 ※欄は、記入しないでください。
2 この様式において「既存」とは、上記の認定建築物(認定長期優良住宅)が、法第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請に係るものであることを指します。
3 「6 認定種別」が「既存」である場合は、「7 認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の工事の管理をしている建築士等」及び「8 工事施行者の住所及び氏名」の欄は記入不要です。
4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

様式第6号(第8条関係)

(第1面)

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了した旨の報告書
(新築／増築・改築)

年 月 日

(宛先)
大津市長

申請者 住 所
氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

下記の認定建築物について工事が完了しましたので、大津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第8条の規定により報告します。

記

1 認 定 建 築 物 の 名 称	
2 認定計画実施者の住所及び氏名	【住所】 【氏名】
3 認 定 建 築 物 の 位 置	
4 認 定 通 知 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
5 建 築 確 認 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
6 検 査 済 証 交 付 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
7 工 事 種 別	
8 認定長期優良住宅建築等計画に基づき住宅の建築が完了したことを確認した建築士等	【資格】()建築士 ()登録第 号 【氏名】 【建築士事務所名】()建築士事務所 ()知事登録 第 号 【郵便番号】 【所在地】 【電話番号】
9 工 事 中 の 軽 微 な 変 更 の 内 容	
※ 受 付 欄	※ 検 査 欄

(第2面)

工事の完了を確認した状況

	確認を行った部位、材料の種類等	照 合 内 容	照 合 を 行 っ た設計図書	設計図書の内容 について設計者 に確認した事項	照 合 方 法	照合結果(不適の 場合は認定計画実 施者に対して行っ た報告の内容)
長期使用構造等						
構造の腐食、腐 朽及び摩損の防 止						
地震に対する安 全性の確保						
構造及び設備の 変更を容易にす るための措置						
維持保全を容易 にするための措 置						
高齢者の利用上 の利便性及び安 全性						
エネルギーの使 用の効率性						
住 宅 の 規 模						
居住環境の維持 及び向上への配 慮						
自然災害による 被害の発生の防 止又は軽減への 配慮						
備 考						

注1 ※欄は、記入しないでください。

2 第2面に記載すべき事項を含む報告書を別に添付した場合は、第2面に記載する必要はありません。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

様式第7号(第9条関係)

認定長期優良住宅建築等計画等に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書
(新築／増築・改築／既存)

年 月 日

(宛先)
大津市長

申請者 住 所
氏 名
(法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項第2号の規定に基づき、(認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全・認定長期優良住宅維持保全計画に基づく維持保全)を取りやめたいので、申し出ます。

記

1 認 定 建 築 物 の 名 称	
2 認定計画実施者の住所及び氏名	【住所】 【氏名】
3 認 定 建 築 物 の 位 置	
4 認定通知年月日及び番号	年 月 日 第 号
5 建築確認年月日及び番号	年 月 日 第 号
6 認 定 種 別	
7 取 り や め る 理 由	
※ 受 付 欄	※ 処 理 欄

注1 ※欄は、記入しないでください。
2 この様式において「既存」とは、上記の認定建築物(認定長期優良住宅)が、法第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請に係るものであることを指します。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

様式第8号(第10条関係)

認定取消通知書
(新築／増築・改築／既存)

第 号
年 月 日

(認定計画実施者) 様

大津市長



長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項の規定により、下記の認定を取り消したので、同条第2項の規定により通知します。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画等の認定番号 第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画等の認定年月日 年 月 日
- 3 認定計画実施者の氏名又は名称
- 4 認定計画実施者の住所
- 5 認定に係る住宅の位置
- 6 認定種別
- 7 認定に係る住宅の構造
- 8 取消しの理由

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
 - 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。)提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 注 この様式において「既存」とは、上記の認定が、法第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請に係るものであることを指します。